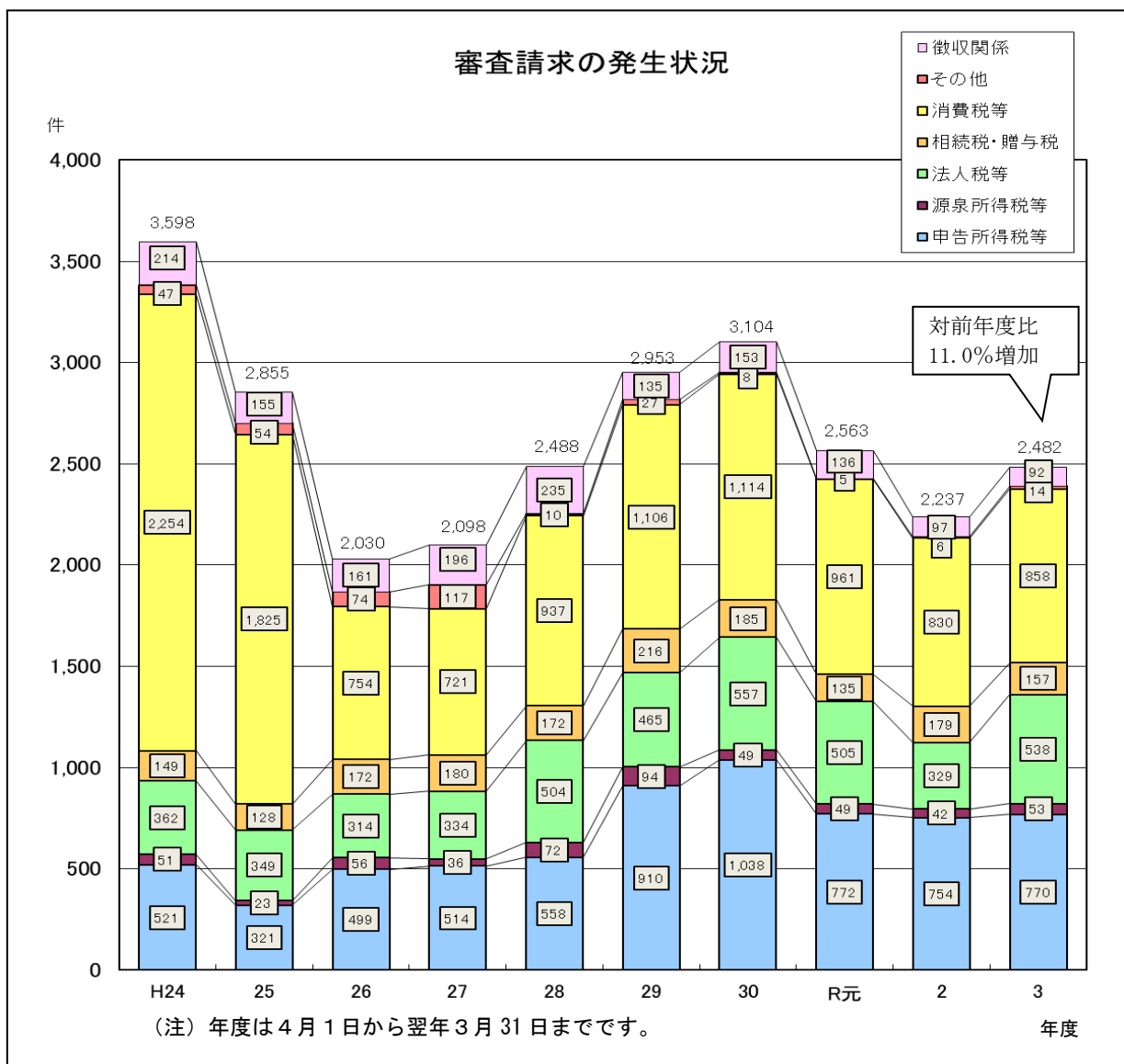


令和3年度における審査請求の概要

- 審査請求は、税務署長や国税局長などが行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて、国税不服審判所長などに対して不服を申し立てる制度です。
- 国税不服審判所長に対する審査請求は、再調査の請求を経ずに直接行うことができます。また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定（再調査決定）後の処分になお不服がある場合に行うことができます。
- 国税不服審判所は、審査請求人（納税者）と賦課徴収を行う税務署や国税局との間に立ち、公正な第三者的立場で裁決を行っています。

1 審査請求の発生状況（表1）

＝審査請求の件数は2,482件で、前年度より11.0%増加＝
（表1）

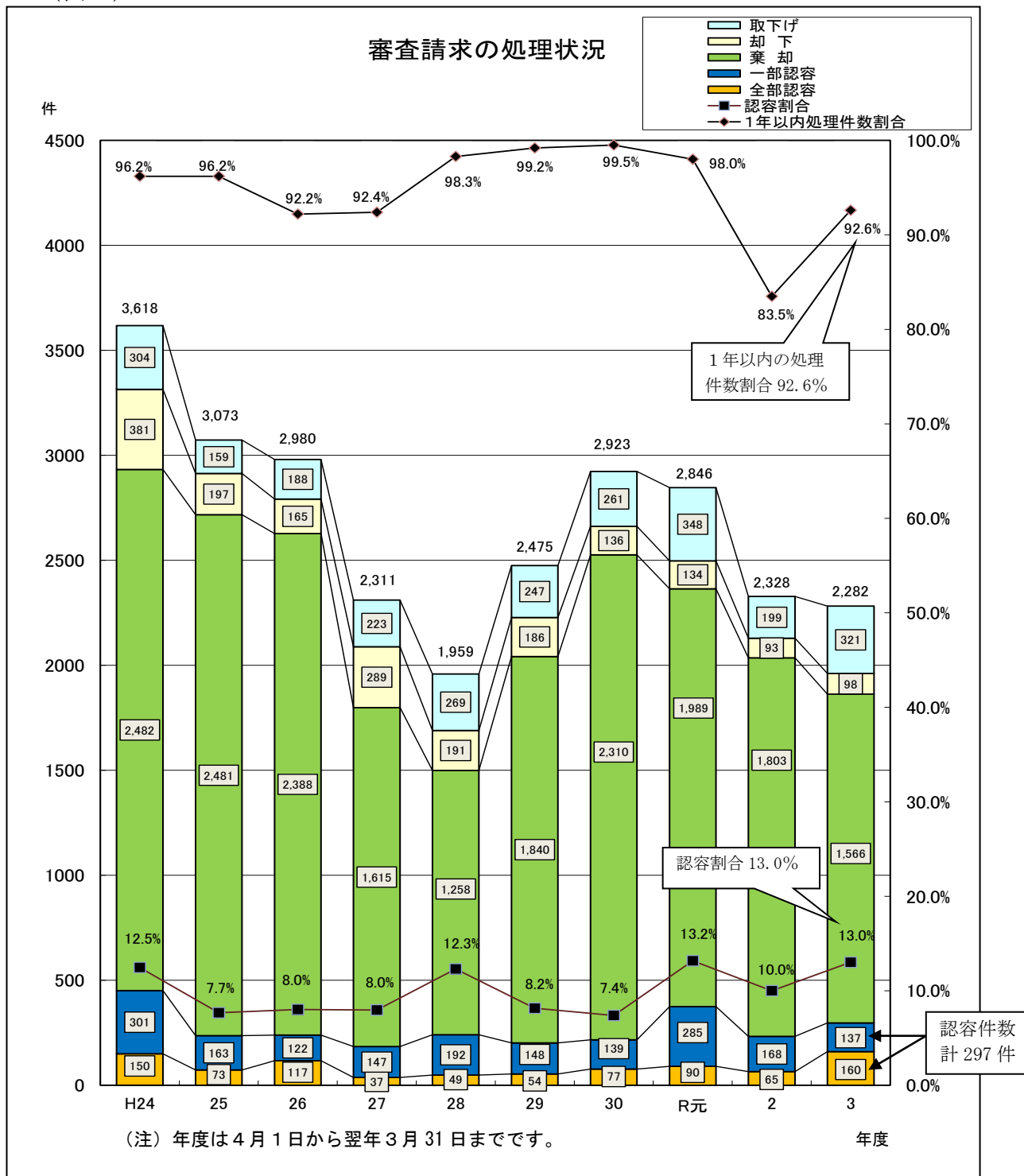


- 令和3年度における審査請求の件数は、2,482件であり、前年度と比べ11.0%の増加となっています。

2 審査請求の処理状況（表2）

＝審査請求における認容割合は13.0%＝

（表2）



○ 令和3年度の審査請求の処理件数は2,282件となっています。

○ 処理件数のうち、納税者の主張が何らかの形で受け入れられた件数（認容件数）は297件（一部認容137件、全部認容160件）で、その割合は13.0%となっています。

○ 適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、標準審理期間を1年と定めています。なお、令和3年度の審査請求の1年以内の処理件数割合は92.6%となっています（割合は、平成29年度以降、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を、令和3年度は、これに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。）。

(参考計表)

1 審査請求の発生状況

(単位：件、%)

区分	課税関係							徴収関係	合計
	申告 所得税等	源泉 所得税等	法人税等	相続税 贈与税	消費税等	その他			
令和2年度	内直審516 内二審238 754	内直審 32 内二審 10 42	内直審234 内二審 95 329	内直審149 内二審 30 179	内直審586 内二審244 830	内直審 6 内二審 0 6	内直審1,523 内二審 617 2,140	内直審 78 内二審 19 97	内直審1,601 内二審 636 2,237
令和3年度	内直審506 内二審264 770	内直審 42 内二審 11 53	内直審451 内二審 87 538	内直審122 内二審 35 157	内直審598 内二審260 858	内直審 13 内二審 1 14	内直審1,732 内二審 658 2,390	内直審 79 内二審 13 92	内直審1,811 内二審 671 2,482
前年度比	98.1 110.9 102.1	131.3 110.0 126.2	192.7 91.6 163.5	81.9 116.7 87.7	102.0 106.6 103.4	216.7 皆増 233.3	113.7 106.6 111.7	101.3 68.4 94.8	113.1 105.5 111.0

※1 「申告所得税等」は、申告所得税及び復興特別所得税の件数です。

※2 「源泉所得税等」は、源泉所得税及び復興特別所得税の件数です。

※3 「法人税等」は、法人税、地方法人税及び復興特別法人税の件数です。

※4 「消費税等」は、消費税及び地方消費税の件数です。

※5 「令和2年度」及び「令和3年度」の各欄の内書きは、「内直審」が異議申立て又は再調査の請求を経ないで直接審査請求のあった件数で、「内二審」が異議申立て又は再調査の請求を経た審査請求の件数です。

※6 「前年度比」の各欄の数値は、上段から「内直審」の件数の対前年度比、「内二審」の件数の対前年度比及び全件数の対前年度比を表します。

※7 令和3年度の審査請求の発生件数に占める直接審査請求の割合は、73.0%です。

2 審査請求の処理状況

(単位：件、%)

区分	要処理 件数	審査請求の処理状況							未済	1年以内 処理件数 割合
		取下げ	却下	棄却	認容		合計			
					一部	全部				
令和2年度 (構成比)	4,549	199 (8.5)	93 (4.0)	1,803 (77.4)	233 (10.0)	168 (7.2)	65 (2.8)	2,328 (100.0)	2,221	83.5
課税関係	4,369	190	35	1,725	227	167	60	2,177	2,192	82.5
徴収関係	180	9	58	78	6	1	5	151	29	98.0
令和3年度 (構成比)	4,703	321 (14.1)	98 (4.3)	1,566 (68.6)	297 (13.0)	137 (6.0)	160 (7.0)	2,282 (100.0)	2,421	92.6
課税関係	4,582	294	73	1,539	296	136	160	2,202	2,380	92.3
徴収関係	121	27	25	27	1	1	0	80	41	100.0

※ 1年以内処理件数割合については、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間のほか、令和3年度は、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理を中断等した期間を除いて算出しています。